

ネパール人材導入支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 ネパール連邦民主共和国バラトプル市（以下「バラトプル市」という。）と本市との間で締結された覚書に基づく、市内中小企業者等のネパール人技能実習生等の受入れの際に利用する各種支援機関に係る経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は個人事業主

イ 常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人又は社会福祉法人

(2) ネパール人技能実習生等 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）別表第1第2項の表特定技能の項又は技能実習の項の下欄に掲げる活動を行おうとするネパール人をいう。

(3) 監理団体 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に規定する監理団体をいう。

(4) 登録支援機関 出入国管理及び難民認定法第19条の23第1項の規定により出入国在留管理庁長官の登録を受けた者をいう。

(5) 送出機関 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第2項第6号に規定する外国の送出機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 横須賀市が実施する枠組みを通じて、初めてネパール人技能実習生等の受入れを行う者であること。

(2) 本店又は支店（個人にあつては、事業所）の所在地が市内であること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 次に掲げる者でないこと。

ア 個人にあつては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第

6号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員である者

イ 法人にあっては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 監理団体に対する手数料等の初期費用

(2) 登録支援機関に対する手数料等の初期費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、5万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、監理団体又は登録支援機関を利用するまでに、市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は、省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者が利用しようとする監理団体又は登録支援機関の概要が分かる書類

(2) 商業登記簿謄本（個人にあっては、所得税に係る個人事業の開業届出書）の写し

(3) 市税の納付を証する書類。ただし、申請者が、市長が補助金の交付の決定に必要な限度において当該申請者の市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することができる。

(4) 申請者（法人にあっては、当該法人の役員全員）の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 入会承諾書、契約書等の写し

(2) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。